

固定資産税及び都市計画税の調整内容について

(第3回弘前市合併検証委員会資料)

資産税課

1. 調整内容

- (1) 固定資産税・・・弘前市の例により、平成23年度をめどに統合する。
 - ・合併前の各自治体の税率・・・旧弘前市 1.6%
旧岩木町 1.4%
旧相馬村 1.4%
 - ・移行措置・・・旧岩木町と旧相馬村の住民の急激な税負担の増加を避けるため、合併特例法第10条の規定に基づき合併年度及びこれに続く5年間は不均一課税を実施する。
- (2) 都市計画税・・・弘前市の例により、平成23年度をめどに統合する。
(※都市計画税は、都市計画事業又は区画整理事業に要する費用にあてるため目的税として市街化区域内に所在する土地及び家屋に課税されるものです。)
 - ・合併前の各自治体の状況
 - 旧弘前市・・・市街化区域に税率0.2%で課税
 - 旧岩木町・・・市街化区域を設定しているが都市計画税は賦課していない。
 - 旧相馬村・・・市街化区域の設定をしていないし都市計画税も賦課していない。
 - ・移行措置・・・負担の公平の原則及び財政の健全運営の原則に基づき、合併時には弘前市の税率0.2%とし、課税客体は指定された市街化区域内の土地・家屋に課税することで統一する。
ただし、岩木町の住民負担の急激な増加を避けるため、合併年度及びこれに続く5年間は課税しないこととする。

2. 調整内容周知の方法

固定資産税の税率引き上げとなる旧岩木町と旧相馬村や新たに都市計画税を課すことになる旧岩木町に、周知の広報を全面的に行つた。

- ・ 広報ひろさきに掲載・・・合併協議後の H18 より毎年 5 月号（5回）
H22.10月号、H23.2月号、H23.5月号（3回）
- ・ 納税通知書に記載して広報・・・H21 から H23 まで（3回）
- ・ 岩木町及び相馬地区町長合同交流会（H22.8）
- ・ 地区町会の出前講座にて説明
- ・ 陸奥新報「弘前市政だより」・・・H22.10 上旬、H23.2 上旬（2回）
- ・ FMアップルウェーブにより放送・・・H22.10、H22.11、H23.1、H23.2
(4回)
- ・ チラシの送付・・・市内居住者には、該当地区の各町長へ回覧依頼
H23.1～
市外居住者には、対象者へ個別に送付 H23.2
納税通知書へチラシを同封して送付
H23.5

3. 平成 23 年度から課税した後の住民の反応

旧岩木町と旧相馬村の住民については、合併前の説明会等において周知が徹底していたのか、5 月に納税通知書を発送した後特別の反応はなかった。
現在のところ問い合わせ等はほとんど無し。